

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等)
 - ・大学や外部人材ネットワークと連携し、お困りごと解決型商品の共同開発を推進します。
 - ・印刷業界内外と連携し、職人技術の継承と発展に取り組みます。
- b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等)
 - ・受発注の電子化(EDI)と業務可視化を通じ、リードタイム短縮と効率化を進めます。
 - ・広報活動においても外部専門チームと連携し、SNS・プレスリリース・noteを活用してブランド価値の向上を図っています。
- c. 専門人材マッチング
 - ・スクリーン印刷に精通した職人・外部専門家を活用し、取引先に技術支援・提案を行います。
- d. グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等)
 - ・耐候性の高いインキ・素材の採用や、不良在庫・端材の有効活用など、環境負荷の低減に取り組みます。
 - ・環境配慮型製品の開発や、地域の防災活動への協力も継続的に行います。
- e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)
 - ・職人・社員の健康管理やメンタルケアに配慮し、取引先にも健康経営の情報共有を実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

- ・「人を助ける印刷屋さん®」として、暮らしの中の困りごとに応える商品企画を継続します。
- ・工場直営・多品種少量・短納期対応によるスクリーン印刷体制を活かし、全国に製品を届けています。
- ・工場見学の積極受け入れにより、透明性ある企業運営と信頼関係の構築を行っています。
- ・外部協力ネットワークと連携し、地域イベント支援や防災活動を通じて地域に貢献しています。

令和7年6月12日

太美工芸株式会社 代表取締役社長 野田 哲也